

令和6年8月5日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

外国人技能実習制度に係る牛豚精肉商品製造作業の追加について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課から、外国人技能実習制度に係る牛豚精肉商品
製造作業の追加について、別紙のとおり情報提供がありましたのでお知らせい
たします。

(別紙)

関係団体各位

いつもお世話になります。

平素から畜産・食肉行政に御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、技能実習制度に関して、受け入れ対象となる職種・作業のうち、牛豚食肉処理加工業職種には、これまで「牛豚部分肉製造作業」(第2号・第3号移行対象職種・作業)が認定されておりますが、この度、令和6年8月1日(木)付で、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」の一部改正が行われ、新たに、「牛豚精肉商品製造作業」(牛豚部分肉から牛豚精肉商品を製造する作業)について、技能実習評価試験が追加されるとともに、第2号移行対象職種・作業として追加されることとなりましたので、情報共有いたします。

＜追加後の職種・作業の概要＞※下線部が追加作業

職種：牛豚食肉処理加工業

作業：牛豚部分肉製造作業、牛豚精肉商品製造作業

試験：牛豚食肉処理加工業技能評価試験

試験実施者：公益社団法人全国食肉学校

省令改正の内容や、牛豚食肉処理加工業職種(牛豚精肉商品製造作業)の審査基準等については、以下ページよりご覧ください。

○省令改正の内容(令和6年8月1日官報掲載)

【官報 HP】

<https://kanpou.npb.go.jp/20240801/20240801g00182/20240801g001820002f.html>

○技能実習制度 移行対象職種・作業一覧(令和6年8月1日時点)

【厚労省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000932483.pdf>

○牛豚食肉処理加工業職種(牛豚精肉商品製造作業)の審査基準、実習計画モデル例、試験基準

【厚労省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html

＜御参考＞

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度として創設されたところです。

技能実習制度の区分は、第1号（入国後1年目の技能等を修得する活動）、第2号（入国後2・3年目の技能等に習熟するための活動）、第3号（入国後4年目・5年目の技能等に熟達する活動）の3つに分けられます。

また、第1号から、第2号・第3号に移行可能な職種・作業は、主務省令（法務省・厚生労働省）で定められており、第1号から第2号へ、第2号から第3号へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の試験に合格していることが必要です。

技能実習制度の概要等については、厚生労働省 HP をご覧ください。

【厚労省 HP】（概要）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001244924.pdf>

（関係資料等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html